



# 交通安全だより

第135号 平成30年6月発行 札幌市交通安全運動推進委員会 Tel.211-2268

札幌市の交通安全 <http://www.city.sapporo.jp/kotsuanzen/>

交 通  
安 全

セーフティだっほろ



# 夏

## の交通安全市民総ぐるみ運動 にご協力ください!

期間:7月11日(水)~7月20日(金)《全道一斉》

### 運動の重点



#### 飲酒運転の根絶

飲酒運転は悪質な犯罪であるとの認識をしっかりと持ち、二日酔い運転を含めた飲酒運転を根絶しましょう!



#### スピードダウンと居眠り運転の防止

長距離・長時間の無理な運転にならないよう、2時間毎に1回以上の休憩を取るようにしましょう!



#### 全ての座席のシートベルトの着用

運転する前に、同乗者全員がシートベルトを正しく着用しているか確認しましょう!

7月13日(金)は

「飲酒運転根絶の日」です

7月13日を「飲酒運転根絶の日」と定め、道民が飲酒運転の根絶に関する理解及び関心を深めることができるよう、道と道民等が一体となって飲酒運転を根絶するための様々な取り組みを行います!

【飲酒運転根絶ロゴマーク】



<平成30年使用交通安全年間スローガン 内閣府特命担当大臣賞>

一杯で消える未来と消せぬ罪

# 北海道飲酒運転の根絶に関する条例

道民一人ひとりが「飲酒運転をしない、させない、許さない」という規範意識を持ち、社会全体で飲酒運転を根絶すべく、道民や事業者に対しても、それぞれの責務を果たすことを求め、道民にとって安全で安心して暮らすことのできる社会が実現されることを目的として、平成27年12月1日に「北海道飲酒運転の根絶に関する条例」が施行されました。

## 道民の責務等

- 飲酒運転を根絶するための社会環境づくりに努める
- 飲酒運転をしない
- 飲酒が身体に及ぼす影響について理解を深める
- 道の施策に協力する
- 飲酒運転をしている人に対する制止に努める
- 飲酒運転を発見した場合等に警察官への通報に努める



## 事業者の責務等

従業員に飲酒運転の根絶に関する教育や指導、また、道が実施する飲酒運転根絶に関する施策に協力する。

### 飲食店営業者及び 酒類販売業者の責務

- 飲酒運転の防止に関する文書の掲示等に努める
- 飲酒運転をするおそれのある来店者に対する制止に努める
- タクシー事業者等と連携する
- 来店者の飲酒運転を発見した場合に警察官への通報に努める

### タクシー事業者及び 代行業者の責務

- 自らの事業の利用をすべき旨の広報活動に努める
- 利用者の飲酒運転に対する制止等に努める
- 利用者の飲酒運転を発見した場合に警察官への通報に努める

### 業として飲食店の入っている 建物を管理する者の責務

- 文書掲示及び飲食店等に対する啓発要請等に努める

### イベント等を 主催する者の責務

- 飲酒運転の防止に関する啓発等に努める

## スケアード・ストレート教育技法 による自転車交通安全教室を実施！



昨年度に引き続き本年度も、市内15校において高校や北海道警察と連携し、スタントマンの事故再現により交通事故の衝撃や恐怖を実感させる技法を用いた自転車教室を実施しています。(5月～6月実施予定)